

# 学校いじめ防止基本方針

渋川特別支援学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

## 1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒の心身の健全な発達を図り、児童生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は、「学校いじめ対策組織委員会」が速やかに対応する。

## 2 校内組織

「学校いじめ対策組織委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

### 【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、部主事、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当教諭、専門アドバイザー、寮務主任、必要に応じて関係する職員

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表1（学校いじめ防止プログラム）及び別表2（学校いじめ対応マニュアル）のとおり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る児童生徒への指導及び取組を行う。

## 4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

## 5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援やいじめを行った児童生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供する。

## 6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 相当の期間とは、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

## 7 その他留意事項

- (1) 日頃から、児童生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つとともに、どのようなことでも大人へ相談してよいという児童生徒の意識を教育活動全体をとおして高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 特に配慮が必要な児童生徒については、保護者等との連携の下、児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。  
ア いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。  
イ いじめを受けた児童生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを児童生徒に理解させるとともに、SNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (6) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒（児童生徒）への指導及び取組について、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。

## 学力特別支援学校いじめ防止プログラム

月	いじめ未然防止の取組 (児童生徒対象)	いじめ早期発見の取組 (児童生徒及び保護者対象)	学校いじめ防止対策組織 (教職員の取組)	校内研修 (教職員の取組)
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生歓迎式における人間関係づくり(11日～16日)</li> <li>・全校集会における、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策組織</li> <li>・学年集会における生徒指導主事生活指導</li> <li>・体育祭準備における人間関係づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校内外の相談窓口の周知(初旬)</li> <li>・昼休み校内巡視</li> <li>・二者面談</li> <li>・PTA総会における、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策組織及び相談窓口の説明</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">把握したいじめ事案への対応及び指導・支援を要する児童生徒への対応は、年間を通じて行う。</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全校集会での説明及び指導</li> <li>・いじめ防止強化月間における活動の検討</li> <li>・校内研修内容の検討</li> </ul>	校内研修
5月	<p>【いじめ防止強化月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のぼり旗の設置</li> <li>・登下校時待降傘運動</li> <li>・こころの教育事業</li> <li>・町内美化(8日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談日より発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホ利用ルールに係るLHRの内容検討</li> </ul>	校内研修
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケータイスマホ使用教室(12日)</li> <li>・スマホ利用ルールに係るLHR(15日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> </ul>		校内研修
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年集会における生徒指導主事生活指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者面談</li> <li>・リーフレット「い、ま、悩んでいる君へ」配付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業前の全体指導</li> </ul>	校内研修
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校集会におけるいじめ防止ポスターコンクールへの参加呼び掛け</li> <li>・いじめ防止フォーラム参加</li> <li>・全校集会における、いじめ防止フォーラム成果発表会(28日)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止フォーラム成果発表会の内容検討</li> </ul>	
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・二者面談</li> <li>・昼休み校内巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに係る生徒意識調査の内容検討</li> </ul>	校内研修
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに係る生徒意識調査</li> <li>・町内美化(10日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> <li>・教育相談日より発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識調査結果に係るLHRの内容検討</li> </ul>	校内研修
11月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止強化月間における活動の検討</li> </ul>	
12月	<p>【いじめ防止強化月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のぼり旗の設置</li> <li>・登下校時待降傘運動</li> <li>・人権教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休み校内巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季休業前の全体指導</li> <li>・校内いじめ防止標語コンクールの内容検討</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内いじめ防止標語コンクール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二者面談</li> <li>・教育相談日より発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止等の取組の評価に係る調査の内容検討</li> </ul>	校内研修
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内いじめ防止標語コンクール優秀作品の校内展示</li> <li>・いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間</li> <li>・昼休み校内巡視</li> <li>・いじめ防止等の取組状況に係る調査(保護者向け)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止等の取組状況に係る調査結果分析</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の生徒主体のいじめ防止活動年間計画の策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年末・学年始め休業前の全体指導</li> <li>・今年度の活動の総括と次年度に向けたプログラムの見直し</li> </ul>	

※ 上記取組のうち、「いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け及び保護者向け)」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めることとする。

※ 学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け及び保護者向け)」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。

## 渋川特別支援学校学校いじめ対応マニュアル

## 1 共通認識事項

- ・日頃から教職員間の情報共有を密に行うとともに、特定の教職員のみで対応せず、組織として、学校いじめ対策委員会が対応する。
- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者の心情に寄り添うとともに、いじめを行った児童生徒の成長を支援する観点を持ち、保護者と連携して指導・支援に当たる。
- ・必要に応じて、県教育委員会、スクールカウンセラー及び関係機関等と連携して指導・支援に当たる。

## 2 いじめ又はいじめの兆候等を把握した際の対応（枠下の記載は留意事項）

**(1) 教職員が、いじめ又はいじめの兆候を把握する。**

- ・児童生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つ。
- ・児童生徒等からの訴え、アンケート調査、生徒観察、面談等から、積極的にいじめやいじめの兆候等を把握するよう努める。

**(2) 把握した教職員は、速やかに、学校いじめ対策組織委員会へ報告する。**

- ・放課後や週休日等であっても、管理職や生徒指導主事等へ報告する。

**(3) 学校いじめ対策委員会は、速やかに、関係児童生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、関係児童生徒の保護者等へ連絡する。**

- ・調査の結果、事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄警察署へ相談・通報する。
- ・「いじめ防止対策推進法」第28条に規定する重大事態に該当する又は該当する疑いがある場合は、速やかに、県教育委員会担当課へ報告する。
- ・保護者の理解や納得を得た上で調査等を行うよう努める。

**(4) 学校いじめ対策委員会は、調査結果に基づき、関係児童生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。**

- ・児童生徒の特性等を十分に踏まえた適切な方針となるよう努める。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等と連携して対応する。
- ・SNS等が介在する事案等については、全校児童生徒への指導についても検討する。

(5) 学校いじめ対策委員会は、関係児童生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

(6) 学校いじめ対策委員会は、決定した方針に基づき、関係児童生徒への指導・支援を行う。

- ・いじめを受けた児童生徒への心のケアやいじめを行った児童生徒の成長の支援等の観点から、十分な教育的配慮を行う。
- ・特に配慮が必要な児童生徒については、保護者との連携の下、児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(7) 学校いじめ対策委員会は、関係児童生徒の保護者等へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

(8) 学校いじめ対策委員会は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続し、かついじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているか否かについては、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ確認した上で判断する。
- ・終結後も、引き続き関係児童生徒を注意深く見守るとともに、定期的に、学校生活の様子等を保護者に連絡し、状況を共有する。